

人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター

〒812-0011
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
☎ 092-982-4188 Fax092-982-6170

Eメール akiko@b-souken.com

ひまわりフェア

道の駅原鶴 ファームステーションバサロ



道の駅原鶴
ファームステーションバサロ前のひまわりが満開とのテレビ情報に誘われて出かけた。

出かけてみ

ると「ひまわりフェア」が開催され、切り取り販売等が行われていました。

約16万本のヒマワリが咲き乱れ、10月上旬までが見ごろだそうです。

令和8年度最賃改訂の目安 中央最低賃金審議会答申

第75回中央最低賃金審議会は、令和8年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申を取りまとめました。

この答申では、各都道府県の経済実態に応じ、引上げ額の目安をABCの3ランクに分けて、Aランク54円、Bランク56円、Cランク56円と提示しています。

このランク分けに基づく最低賃金は、福岡県1114円(10/4)佐賀県1095円(11/15)、長崎1087円(11/2)、熊本1092円(12/1)、大分1096円(11/1)、宮崎1085円(10/24)、鹿児島

1090円(10/25)となります。

この福岡県では今後は、各地方最低賃金審議会、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、答申を行い、各都道府県労働局長が地域の最低賃金額を決定することとなります。

会社の都合で休業させるときの 休業手当の考え方と対応

～従業員が安心して働ける職場づくり～

会社の都合で従業員を休業させる場合は、働基準法第26条により、平均賃金の60%以上の休業手当を支払う必要があります。

休業手当は、雇用形態によって手当の考え方は、異なります。

常勤社員・正社員など月給制で、所定の労働日・労働時間があらかじめ決まっている従業員については、会社都合で1日休業、または一部休業させた場合、平均賃金の60%以上の休業手当が必要です。

午前中勤務して、午後から休業させた場合などは、1日全体で60%以上になるように支払う必要があります。

パートや契約社員など、あらかじめ契約した日数や時間で働く従業員については、シフト制などによって、あらかじめ勤務が予定されていた勤務日や勤務時間に、会社の都合で休業させた場合は平均賃金の60%以上の休業手当の支払いが必要です。

登録制・スポット勤務制など必要な時に、連絡して勤務してもらう従業員については、連絡をして勤務を依頼して確定した日または時間に、会社の都合で休業させた場合は平均賃金の60%以上の休業手当の支払いが必要です。

まだ、勤務の依頼をしていない日または時間は、休業手当の対象とはなりません。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-982-4188

FAX 092-982-6170

Eメール: akiko@b-souken.com